

十、解決状況

前項協議會に於ては大正十五年の協定賃率に觸れず現狀に即した賃率制定の趣旨の下に本年二月の協定賃率を基礎として協議を進め左の通解決することゝなつた。

◎解決條件

1、運賃

米穀其他の貨物運賃は經濟界の推移に應じ各貨物個々に審議するを要す。

新運賃率別表の通決定

2、滞船料

a、若松港に於ける滞船料は三組合より委員を選出し製鐵所に對し本年二月協定運賃率實施を交渉すること

b、三菱若松出張所に對し旭硝子牧山工場宛の鹽運搬に伴

ふ滞船料は本年二月協定率に依ることを要求し次回取扱より實施することゝなる。

3、未拂運賃

三組合協議の上後日對策を決定すること

4、運賃支拂日を確定し不拂者は運送組合より除名すること

5、屯數詐偽に對しては三組合協議の上取引停止並に解船引上げ等の制裁をなす

6、阪神其他の港灣へ航海する場合は三組合協議の上運賃決定のこと

7、機械並に重量物件は其の都度協議決定すること

8、未加入の回漕業者は速かに同組合に加入する様努むること